

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年5月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	欠席
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	主事	中川 碧
主事補	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

5番	安田 勝明	6番	斉木 一吉
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第16号議案から第19号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第16号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は父から農地を借り受け、耕作を行うためです。

【議案説明】

 借人は現在名古屋市に住んでおります。本申請地はもともと祖父母が耕作しており、現在は父名義であります。耕作できておりません。そこで申請地でももぎの栽培、収穫、乾燥ももぎへ加工して、販売を行い、地産地消及びブランディング商品開発の実証実験として有効活用を考えたことから本申請となりました。

 本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、5月19日に羽黒地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、祖父母の耕作の手伝いを行っており、申請地ではもぎを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 番号2番。申請事由は父から農地を借り受け、耕作を引き継ぐためです。

【議案説明】

 貸人はご高齢で、体力的に自己所有の農地全ての耕作維持が

困難となっております。今後は、息子である借人が申請地の耕作を行うことで話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、5月23日に楽田地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、両親の手伝いなどで稲作を一通り手伝っており、一昨年からは知人に教えてもらいながら野菜作りなども行っています。また、適切な管理を行い、耕作放棄地にならないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書3ページをご覧ください。第17号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書4ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は駐車場です。

【議案説明】

借人は申請地付近で船舶用の軸受け部品製造業を営む法人です。現在、7箇所の駐車場を使用しておりますが、設備の増強に合わせて新たな従業員の雇用を行う事になり、それに伴い駐車場が足りなくなるので、新しい駐車場用地を探していたところ、本社付近の申請地を所有していた貸人と話がまとまったため、申請地を駐車場とするために本申請となりました。

地図資料の12ページをご覧ください。周囲には側溝を新設し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は自然浸透にて処理します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ(イ)、許可をすることができる、に該当します。

番号2番。転用の目的は太陽光発電施設です。

【議案説明】

借人は尾張旭市で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電の需要は高く、新たな太陽光発電施設の設置計画を立てておりました。適地を探していたところ立地、安全性、保全性、会社からの距離などを総合的に考慮した結果、犬山市内の申請地が最良であったため、土地所有者と調整し本申請となりました。

地図資料の17ページをご覧ください。周囲にはフェンスを設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は既設水路にて処理します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側8番、カ(ア)、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で第2種農地に該当します。許可基準は右側の35番、カ(イ)、第2種農地の場合と同様の基準、に該当します。本申請は右側のカ(イ)に該当します。本申請は、太陽光発電施設の設置に伴い、許可基準に記載されている、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができないため、許可基準を満たしていることを、許可権者である愛知県に確認済みです。

議案書の5ページをご覧ください。番号3番。こちらは令和6年11月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は駐車場です。

【議案説明】

借人は産業分野の製品開発を営む法人です。近年、受注が増加しており、工場が手狭となったため敷地内で工場新築を計画しております。その関係で敷地内の駐車場を敷地外に移転させる必要があります。新しい駐車場用地を探していたところ、工場から近く、周辺農地への影響も少ないと考えたため本申請となり

ました。

地図資料の 20 ページをご覧ください。周囲には、コンクリートブロック積み擁壁を設け、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は透水性アスファルト舗装にて浸透処理し、処理しきれない分は南東側の集水柵で処理します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 6 番、ホ(ア)-a-(b)、鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね 500m（当該施設を中心とする半径 500m の円で囲まれる区域の宅地割合が 40% を超える場合には、40% になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ（上限は 1 km））以内の区域にある農地で第 2 種農地に該当します。許可基準は右側 34 番、ホ(イ)-b、イ(イ)-c、d、g、h のいずれかに該当する場合に該当します。本申請は表面右側の 10 番、イ(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の 6 ページをご覧ください。第 18 号議案、農地中間管理事業に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見決定についてです。

7 ページをご覧ください。今月の案件は、22 件です。

整理番号 1、2 番及び 21 番については犬山地区、3、4 番及び 22 番については城東地区、5 番から 15 番については羽黒地区、16 番から 20 番については楽田地区の案件となります。

21 番、22 番については、申請地は、新しい担い手が現在耕作している農地付近にあるため耕作が容易であり、農地の集約化につながります。

議案書の 6 ページをご覧ください。第 19 号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う、農業委員会の意見決定についてで

す。

変更理由書番号1番、変更の目的は、店舗の建築です。

申出者は、洋菓子の製造、販売を行う法人です。今回岐阜県各務原市の鵜沼店を返却することとなり、新しい店舗を検討しておりました。また、犬山市で1店舗経営をしておりますが、駐車場が狭く、敷地の拡張も難しいため、繁忙期には、駐車場が足りておらず、周辺住民に迷惑をかけている状態であったため、鵜沼店と犬山店を統合し、2つの店舗の中間に位置する申出地で、新店舗の建築をするため、本申請となりました。

2ページの付図8号をご覧ください。

中央の赤色で囲まれ、斜線となっている部分が申出地です。申出地は県道犬山線に接しており、交通の便が良く、統合する2店舗にも近いため、新店舗として最適な場所であると考え、この場所で建築を計画することとなりました。

付図8号の通り、申請地の北側は雑種地、西側と東側は道路となっており、申出地は農用地区域の周辺部であると判断します。また、東側は田であります。診療所を検討しており、令和6年10月30日に農用地から除外済でございます。また、北東側農地からの排水路を設けるため、周辺の農作業への支障は軽微と認められます。申出地の耕作者は認定農業者でございますが、経営面積全体に占める、除外面積の割合が0.2%であり、今後の利用集積への支障は軽微であると認められます。

5ページの利用計画図をご覧ください。申出地の雨水は集水桝で集めて西側道路側溝及び、既設のボックスで排水します。

また、汚水雑排水は南側の公共下水道へ接続するため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。また、他法令については、農地法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法の許可見込みがあることを確認しております。

9ページをご覧ください。変更理由書番号2番、変更の目的は農家住宅の建築です。申出者は現在、賃貸アパートで夫と2

人で生活をしております。現在のアパートが手狭になっており、また、現在農家である父の農業後継者として、営農の手伝いを行っており、今後は本格的に農業を行う予定となっております。そのため、経営農地付近で申出者の父が所有している申出地に農家住宅を建築し、犬山市内で本格的に営農を行うため本申請となりました。本案件については、5月19日に申出者と犬山地区の農業委員、推進委員、事務局で面談を行いました。申出者はこれまで父の農業の手伝いをしており、今後は父から耕作の方法について教えてもらいながら、夫と協力して耕作を行い、父の所有する農地を引き継ぎ、本格的に犬山市内で農業を始めること、また農業用機械も父が所有している物を使うこと、耕作地の草刈り等適切に管理するなど、今後適切に農地の耕作、管理を行うことを確認しております。

10ページの付図8号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地は本家と近く、経営農地及び農業用倉庫にも近いため農家用住宅に最適な場所であり、本計画となりました。付図8号の通り、申出地は東側に道路、西側に認可保育所があり、農用地の周辺部であると判断しております。また、北側及び西側は田であります。除外後も耕作機械による耕作、取水、排水に影響は無いと判断しております。農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積している担い手はおらず、利用権の設定もないことから今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

13ページの利用計画図をご覧ください。申出地の雨水は集水桝で集めて東側新設側溝へ排水します。また汚水排水は浄化槽にて処理をし、雨水と一緒に排水するため、土地改良施設への支障は及ぼさないと判断しております。

また、他法令については、農地法、都市計画法の許可見込みがあることを確認しております。

続いて17ページをご覧ください。変更理由書番号3番、変

更の目的は太陽光発電施設です。

本案件は是正案件です。申出者は、申出地から南東にある集落に居住しております。申出地は、申出者の父が耕作しておりましたが、高齢により耕作を断念し、休耕後、不法投棄等の被害を受けておりました。今後の土地管理について考えていたところ、太陽光発電について提案があり、平成 25 年頃に必要な法手続きを知らず、設置を行ってしまいました。他の土地へ太陽光発電施設を移設することを含め、日照、洪水被害の危険性、自宅からの距離などの条件で検討しましたが、条件を満たす適地がなく、申出地は自宅から近く管理がしやすい場所であるため、是正を行うため本申出となりました。

18 ページ目の付図 8 号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地は、西側、南側が宅地で北側が道路となっており、農用地区域の周辺部と判断しております。申出地の東側は農用地区域に面しておりますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

21 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地は、東側農地との間にコンクリートブロックとフェンスを設置して土砂等の流出を防止します。汚水排水はなく、雨水は自然浸透に合わせて集水枡で集めて北側側溝により処理します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。

また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。

【議案説明】

続いて、23 ページをご覧ください。変更理由書番号 4 番、変更の目的は、駐車場及び進入路です。

本案件は是正案件です。申出者は、平成 22 年に設立され、リサイクル販売事業を営む法人で、申出地北東側に犬山工場がございます。現在、接道する通路では幅員が狭く、大型トラックが出入りするのが困難で周辺道路へ迷惑をかけている状況です。また、犬山工場に従業員用の駐車場がなく、大型車の転回及び待機所に駐車しており、事業に支障が生じております。安全性確保のために、本申出地を直接大型トラックが通行できる幹線道路からの進入路及び駐車場とする計画であります。

申出地は以前から雑種地となっており、既に事業者が進入路及び駐車場としての工事を着手してしまいましたが、農地関連法令の手続きがされていないことを知り、工事を停止し、適正な状態で利用するため本申出となりました。

24 ページの付図 8 号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地は北東側の申出者工場敷地と隣接しており、大型トラック等が進入するためには申出地の利用が不可欠です。また、現在駐車場が不足しており、近辺に駐車場として利用できる土地もないことから、計画の必要性があります。申出地は、北側が宅地、南側、東側が道路となっているため、農用地区域の周辺部と判断しております。申出地の西側は農用地区域に面しておりますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しています。

27 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の雨水は、道路側側溝へ排水し、汚水雑排水の排水はありません。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。

また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しています。

29ページをご覧ください。変更理由書番号5番、変更の目的は駐車場です。

申出者は、昭和50年に設立された電気工事の設計施設管理及び請負等を営む法人で、変更する土地の近くに本社工事部を構えております。

現在、駐車場が不足している状況で、不足分を本社工事部や資材置場、駐車場に縦列で駐車しており業務に支障が生じております。駐車場不足を解消し、業務の安全性を確保するために、申出地を駐車場とするため本申出となりました。

30ページ目の付図8号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地の北側に申出者の本社工事部があり、現在駐車場数が不足して業務に支障が生じております。申出地の北側には既存駐車場が隣接しており、駐車場として利用するには最適な場所で、駐車場の必要性があると認められます。申出地は、北は申出者の駐車場、西は道路のため、農用地区域の周辺部と判断しております。また、申出地の除外後も現状と変わりなく周辺の耕作に影響はないため、農業経営への支障はないと判断しております。

農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

33ページの利用計画図をご覧ください。申出地の周囲には擁壁を設置し土砂や雨水の流出を防ぎます。雨水は、敷地内で浸透処理をし、汚水雑排水の排水はありません。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、他法令については、農地法、特定都市河川浸水被害対策法の許可見込みがあることを確認しております。

議案書の説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第16号議案から第19号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

松山委員 23ページの農用地利用計画変更申出の案件について、隣接に家屋が一軒あるのですが、この家屋が申請者と別の居住者の場合、進入路は確保できるのでしょうか。

事務局 家の奥に建てているのは本申請の所有者さんなのですが、現在は既存の資材置場があり、そこを出入り口にして、通行させてもらっている。除外後は大型トラックの出入り口を使う予定と聞いており、他にも進入路は確保されております。

建築等につきましては、接道の要件は他法令となりますので都市計画課との確認となります。

本申請は居住者の同意を得ての除外の申出となっております。

議長 農用地利用計画変更申出書の17ページの整理番号3、4番について、是正案件ということで、以前から雑種地であり、雑種地課税ということによろしいですか。

事務局 雑種地課税となっております。

議長 雑種地課税だが地目はそのまま農地という場所があった場合、所有者からの申請ではなく、市役所から所有者への是正を指導する機会があるのか、又は今どのようなことを行っているのか教えてください。

事務局 現在進行形で起きた違反などについては、税務当局と連携をして、指導することは行っております。

議長 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号2番の太陽光パネルについて、申請地の1つが現況地目雑種地となっておりますが、どのような状態になっているのか。

事務局 現在の状況は草生え地になっております。所有者の現況の農家台帳では雑種地や民地内だが水路が付設されていることなどから雑種地と記載しております。

議長 草生えだけでは雑種地課税はしないと思うのですが、なぜ申請地2番の1つは雑種地になっているのか。

事務局 昨年度までの農地台帳は課税台帳と共通で雑種地表記であり、今年も雑種地であるという判断です。

草生えだけでなく、違反など過去の経緯なども含めて現在は雑種地の課税となっております。

議長 他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15分ぐらいということで、15時05分まで地区審議をお願いします。

午前14時50分 地区審議

午前15時05分 開議

議長 それでは総会を再開します。

議長 第16号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、羽黒地区をお願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、楽田地区をお願いします。

田中委員 10番の田中です。

2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第16号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第17号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第17号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

 続いて第18号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

 1番、2番及び21番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

 1番、2番及び21番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番、4番及び22番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

 3番、4番及び22番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 5番から15番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

 5番から15番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 16番から20番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

 16番から20番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第18号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。
 続いて第19号議案、農業振興地域整備計画変更（令和7年7月案件）に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。
 1番、2番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。
 1番、2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。
 3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番、5番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。
 4番、5番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
 第19号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の17ページをご覧ください。報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は1件です。

議案書の19ページをご覧ください。報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は7件です。

議長 ありがとうございます。

その他何か報告などはよろしいでしょうか。

議長 他に何もありませんので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。